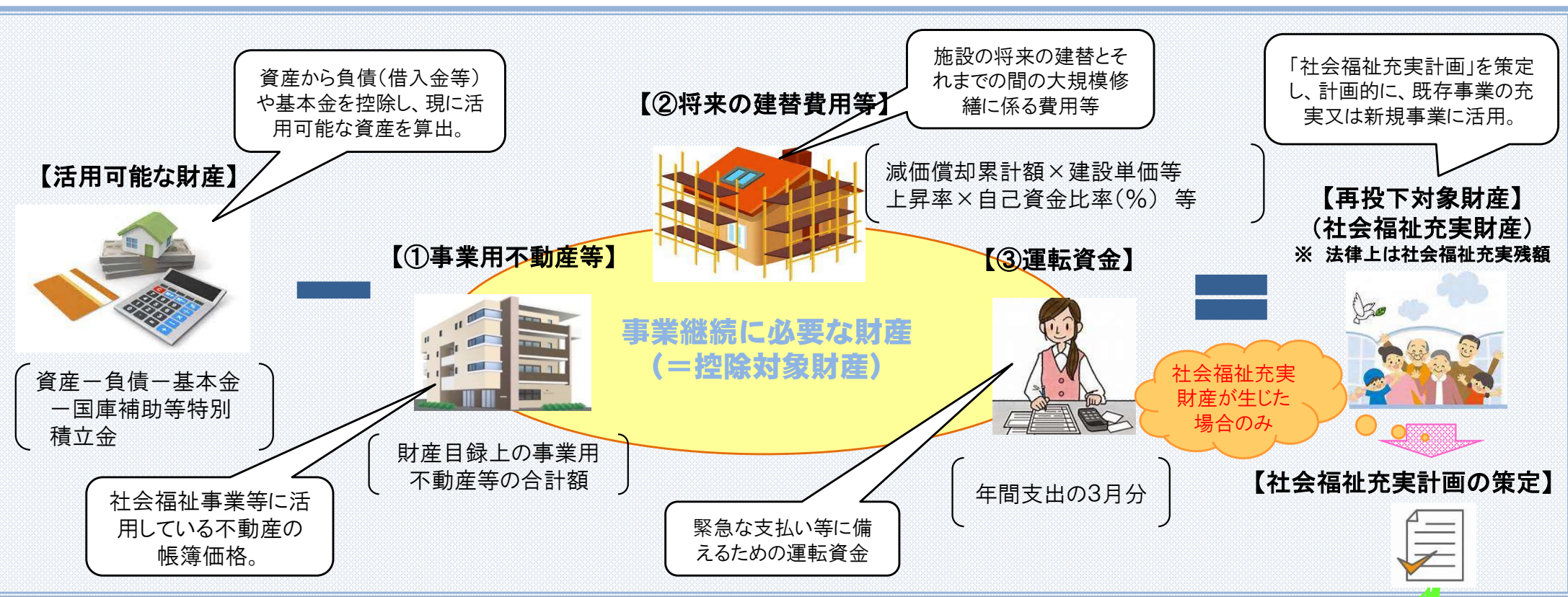


再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の使途について

- 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その使途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】 （社会福祉充実財産）



【第1順位：社会福祉事業】

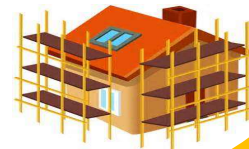
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

【第2順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する包括的な相談支援】



等

【移動支援】



【第3順位：公益事業】

【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】



等

【配食事業】



※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に応じて使途の変更が可能。

「社会福祉充実財産」の算定式

- 社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。

【①活用可能な財産】

資産－負債－基本金
－国庫補助金等特別積立金

【社会福祉充実財産】

$$= ① - (② + ③ + ④)$$

【控除対象財産】

②社会福祉法
に基づく事業
に活用してい
る不動産等

③再取得に必
要な財産

④必要な運転
資金

社会福祉充実計画を策定し、
原則5年間（最大10年間）で
既存事業や新規事業に再投資



※ やむを得ない事由がある場合は、財産の全額を活用しない（概ね1/2以上を活用）ことが可能。

財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

＜ア 将来の建替に必要な費用＞

（建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率） × 一般的な自己資金比率**25%**又は**建設時の自己資金比率（25%を上回る場合）**

＜イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用＞

（建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合**19%**）－過去の大規模修繕に係る実績額〇円

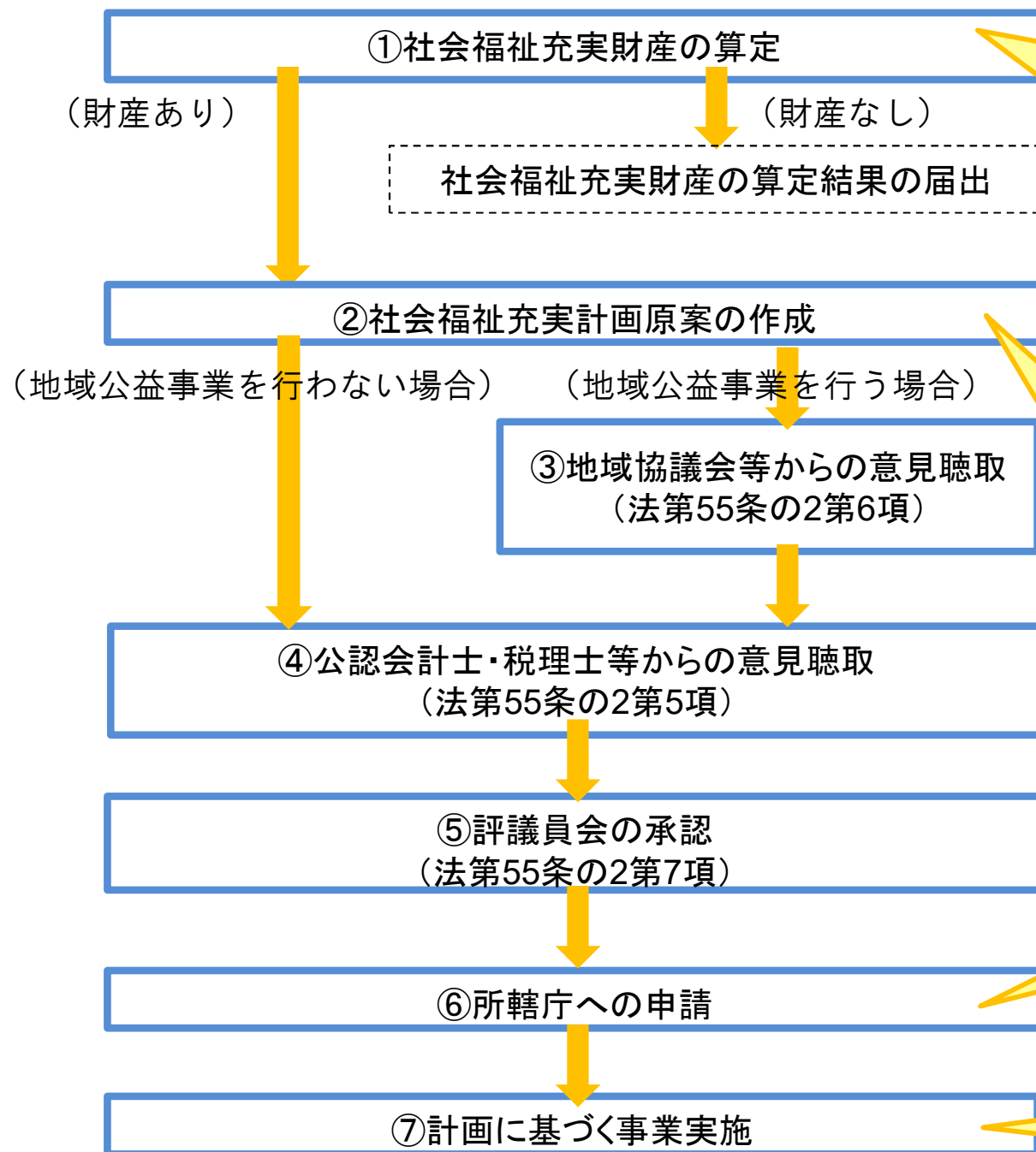
＜ウ 設備・車両等の更新に必要な費用＞

減価償却の対象となる建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額〇円

年間事業活動支出の3月分〇円

※ 【計算の特例】 上記にかかわらず、③+④合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②+年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

社会福祉充実計画の概要

- 社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	① 法人の基本情報 ② 社会福祉充実残額の推移 ③ 各年度における事業概要及び事業費 ④ 資金計画 ⑤ 事業の詳細 等
計画の実施期間等	原則５年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難しい合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を１０年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。
計画に位置付けるべき事業の種類	以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。 ① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ② 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③ ①及び②以外の公益事業
計画の公表	計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。

「社会福祉充実計画」の様式例

(別紙1)

令和〇年度～令和〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号		
法人代表者氏名										
法人の主たる所在地										
連絡先										
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日										
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日										
評議員会の承認年月日										
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (令和〇年度末現在)	1か年度目 (令和〇年度末現在)	2か年度目 (令和〇年度末現在)	3か年度目 (令和〇年度末現在)	4か年度目 (令和〇年度末現在)	5か年度目 (令和〇年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額		
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)										
本計画の対象期間										

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						

	小計					
4か年度目						
	小計					
5か年度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業(小規模事業)	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
計画の実施期間における事業費合計	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						
	財源構成						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円（うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円）

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--